



「1年半前の交通事故で頸椎捻挫と診断され通院治療を続けてきたが先月、加害者の損保会社から打ち切りの通告があった…仕事も解雇で収入も無くなったのに賠償してくれなかったのは20万円だけ…」との相談がU氏の母親からあったのは8月末の事でした。相手は大手損保ですが被害者への対応はお粗末でした。20才のU氏は事故当時リターで、実働6時間・月の半分ぐ

「有限会社で頑張ってきたが今度は株式会社に变更して、もう一踏ん張りしたい…ただ株式にすると取締役の任期が2年とかがあって手続きが面倒みたい…」との声をよく聞きます。確かに役員が変わらなくても法務局に重任の登記をしなければならぬ…というのは手間も費用もかかり大変です。うっかり忘れていて気がついた時に申請をすると後日、裁判所から数万円の罰金がかかってくるから困りもの。うっ

交通事故の資料集: 2百万の補償を求め資料: と賠償金…!



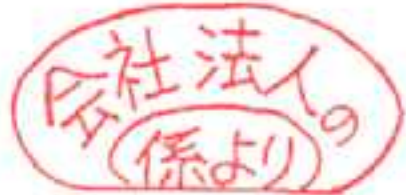
来年から役員任期が2年10年へ伸長!! (新会社法)

らいしか働いていなかった…当然収入も知れています。被害者は治療関係費以外に①休業補償費②慰謝料等の請求ができますが損保は①について大した金額が出ないだろう…と見ていたようです。しかし困難な中で滋賀県に本社のある当時

のアルバイト先に交渉し、休損の証明書を交付して貰いました。そしてきちんと計算すると200万円近い損害額が出てきたのです。賠償金をやっと手にした母親は喜んで帰られました。

かりの期間が長ければ長い程、過去のうっかり回数が多い程、罰金の額が増えます。ところが来年から施行される新会社法では、定款で定めればこの任期を最長10年まで延ばせるように

なります。条件は1つ=株式の譲渡制限の定めを設けている事です。まだの会社は早めの対応を!お知らせです。当事務所は自行宛なら振入手数料無料でリアル送金が可能なネットバンクの利用を開始します。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。